

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則等の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市規則第 5 8 号

川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則等の一部を
改正する規則

(川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（昭和50年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金及び」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び」に改める。

(川越市こども医療費支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川越市こども医療費支給に関する条例施行規則（昭和59年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金及び」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び」に改める。

(川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第3条 川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第21条中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金及び」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。